

### 3 特別管理一般廃棄物処理基準

「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。（法第2条第3項）

特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の基準は、法第6条の2第3項により政令で次のように規定されています。（特別管理一般廃棄物を取り扱う場合については、P.99 Q&A.35を参照してください。）

#### 《特別管理一般廃棄物の具体例》

- ① ポリ塩化ビフェニル使用部品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジのみ）
- ② 一般廃棄物処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）又はその処理物（溶融、焼成処理等を除く。）
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準（3ng/g）を超える次のもの
  - ・ 廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻、その処理物
  - ・ 同上廃ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物

#### ④ 感染性一般廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等\*1から発生する廃棄物で、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」という3つの観点で判断します。判別の詳細については、P.69「感染性廃棄物の判断フロー図」を参照してください。

\*1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、学術研究又は製品の製造、技術改良、考案、発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。  
（政令第1条、第2条の4関係別表第一の4の項）

特別管理一般廃棄物処理業者は、P.17「2 一般廃棄物処理基準」によるほか、下記の基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

#### （1）収集又は運搬の基準（施行令第4条の2第1号）

- ① 収集又は運搬は、次のように行うこと。
  - ア 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
  - イ 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ③ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合はこの限りでない。
- ④ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

- ⑤ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること。
- ⑥ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。
- ⑦ 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、一般廃棄物の積替えの規定の例によるほか、次によること。
  - ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。
  - イ 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。
- ⑧ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、施行令第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りでない。
- ⑨ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1)⑦イ及びウ及び一般廃棄物の保管の規定P.17「(2)収集又は運搬の基準④」の例によること。

(2) 処分又は再生の基準（抜すい）（施行令第4条の2第2号）

- ① 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、P.21（1）①アによること。
- ② 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1)⑦イ及びウによること。
- ③ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

**環境大臣が定める方法**（平成4年厚生省告示第194号関係）

- イ 焼却設備を用いて焼却する方法
- ロ 溶融設備を用いて溶融する方法
- ハ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
- ニ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
- ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

(3) その他（施行令第4条の2第3号）

特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。